

用させてきたためのアラブ諸国の対抗策でもあります。また最近ではアメリカ系メジャーから再び原油の値上げを迫られてあります。これらを見るときに日米安保条約が日本の経済発展の支えだという、いわゆる安保繁栄論がいかに誤りであるか今日の石油問題を通して国民自ら体験しているところであらうます。正に言うならば安保亡国論というのかふさかし

いと私は考えております。

この安保条約による横田に米軍が居すわり、さらに地位協定等によつて地方税法の臨時特例法がつくれ、地方財政法二条二項にも反し、地方自治体の課税権までも奪うというきわめて不合理がつくり出されてあります。このような地方自治への圧迫を受けながらも当福生市においては基地に何かと奉仕しているばかりかさらに横田基地等に所属する米軍隊の構成員等の所有する軽自動車税を大幅に減免していることは即刻中止をするための市条例の改正を行ない、市民と同じように課税すべきであります。現在米軍隊の構成員等の軽自動車税は市条例による軽自動車年間三百円、二輪の小型自動車年額六百円。それも昭和三十一年代に市条例制定以来据之置かれてあります。これらに対して

一般市民の所有する軽自動車等においては法の改正による引き上げられ、現在五〇〇バイクの五百円から軽四輪四千五百円まであり米軍隊とのその差はますます広がるばかりであります。この特権的減免も市長が市条例改正をやる気になれば、議会の議決を経て廃止することができるところであります。

いまから二十年前の昭和二十九年当時の自治省の一次長の通達がその減免の根拠とされてあり、法律が根拠とならないと私は聞いてあります。ちなみにやはり基地のある三沢市においては米軍隊の構成員等に対しても一般市民と同じく標準税率を当初から一貫して起用してあります。そしてこれらの税率は県当局及び自治省に対して課税状況調べを通して報告されておりますが、いままでは何らの障害もないという状況であると聞き及んであります。現在福生市内にはこれらの米軍人等

の所有する軽自動車が四十九年度当初予算資料の、四十九年度調定見込額明細表で二輪小型車三百台、軽自動車二百九十台、原付自転車六十台とされてあります。これらの税額は減免によつて合計二十八万五千円となっておりますが、一般市民と同じように課税するな

らば百六十四万四千円となり、その差百三十五万九千円であり、これらの新たな財源を生み出すことが出来るわけがあります。そればかりかこれら米軍人等の移動は激しく税務課の事務も煩雑であり三重の弊害を生み出していると聞いております。かかるような不当な特権的減免をやめ、一般市民と同じように課税をする考えを市長が持てるかどうかお尋ねをいたします。

三番目に学校給食費の父母の負担軽減についてお伺いいたします。田中内閣の失政によつて生み出された物価の高騰は国民生活を非常に混乱させまた地方自治体の財政をも圧迫し悪政の限りを尽くしてあります。今次国会での共産党をはじめとした野党の追及により田中自民党政府と大企業の間合いの癒着ぶりが余すところなく国民の前に明らかになりました。わが党は政府と大企業の深い関係を断ち切り、本当に国民生活を安定させるために引き続き追及していく決意であります。

このような政治、経済情勢の中で、特に学校給食においては限られた予算の中でいさくして栄養の豊かな給食を出すために関係者

の皆さまにありは材料の購入などたいへん苦勞されていることと思ひます。またその勢力に対して感謝申し上げます。

新聞を見ますと毎日のように他市町にあきまはては学校給食費の三割から四割の大幅値上げが報道されてあることはご存知のことと思ひます。当市の学校給食におきましては職員の皆さんの材料購入などいろいろの努力によつて現在のところはまだ値上げは発表されてありませんが、牛乳、パンなどの値上げが決まれば遅かれ早かれ学校給食費の値上げということは避けられない状況になると思ひます。当市の学校給食費は昨年六月に千四百円から千三百五十円となりました。三〇%値上げということになれば約四百円の値上げになります。現在関係者の話を聞きますと、値上げは二通りの方法が考えられているとのことですが、パン、牛乳の価格が決定された時点でやるか、また現在の物価指数のアップ率でやるか、いずれにしても三〇%から三五%の値上げとなる可能性を含んでゐるわけにあります。これらの値上げがすべて父母負担ということになれば現在それになつて物価の高騰によつて家計が圧迫されてあるから、さらに

重い負担となるわけでありませう。

憲法にありては義務教育費無償の原則が明記され、しかも学校給食法ではその第二条にありては、給食は学校教育の内容であるとはききりと位置づけられてあります。この点からみれば、当然給食費は本来国が負担すべきものであり、政府がこれまで口にしていきた受益者負担という考え方は正に憲法に反するものといわなければなりません。しかるに政府にあつて現在出している費用といへば牛乳一本につき五月八十銭、しかもこれは文部省予算ではなく、農林畜産振興費として支出されていると聞き及んであります。またパン一食につき流通経費として五十銭、合計六月三十銭しか支出されてありません。これが自民党政府の実態であります。

私は昨年十二月議会にあつては、学校給食費の問題について質問いたしました。市長は「高よりは安いほうがよろしいわけであるだけ上げないよう努力はしたい」と考えます。とも述べてありますが、その後、学校給食で問題になつてゐる学校給食法第六条一項「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食

の運営に要する経費のうち政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とする。それから二項の「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とする」となつてゐるわけですが、政府はこれを値にしてすべからず、経費を地方自治体と保護者負担に押しつけてゐるわけですが、憲法と学校給食法一条、二条などの精神に明らかに反する条文であり、これも受益者負担主義を改め国の負担を大幅に増額し、父母負担をなくするため、国に対していかなる行動及び要望をしてきたのかを聞きたいと思ひます。もし、万一まだこれらの点について要望等をやつていないとすれば、今後要望して行く決意があるかどうか、お尋ねをいたします。

私も日本共産党におきましては二月初めに私も合の三多摩の各地域代表四十人ほどで文部政務次官に対してこのことについて強く要望をしてまいつたわけでありませうが、地方自治体の長の名におしても強く働きかけをしなければならぬと考えます。それと同業時に地方自治体としても父母負担を軽減するため独自の施策もまたとらなければならぬと考えます。四十九年度当初予算書にありてはパンの遠距離輸送料として八十三万七千円と計上されて

あり、それなりの対策等は考へてあるように見受けられますが、今後どのような対策をもつて値上げを押えるために進もうとしているかお尋ねをいたします。

以上三点にわたって一般質問をさせていただきます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お答へ申し上げます。

一点の福祉会館における夜間の冷暖房についてでございますが、調査のとおり使用回数等はそうとありでございます。またご指示のとおり夜間の冷暖房はしてありません。ご指摘のとおり室が幾つかございますけれども、まれには二室、三室お使いのときもございますが、一室のときもございます。一室を何人かでお使いになるときに冷暖房の油を燃やすというごときもございまして五時までで打ち切つておたわけでございます。もちろん夜間たくといたしまするとそれだけ職員もボーイマンも余計な方も頼まなくちゃならないということもあるわけでございます。しかしながら時代が時代でございますので冷房まではまいりませんけれども夜間における暖房くらいは何らかの方法は前進的に考へたいとは思っております。



そのように思ふはありますが、しかしその反面、油の不足とかまたそれに伴ひまして日本が資源少国になりました暮しの原理でありますとか、僵感とか、行動にも反省をしなくてはならぬという非常に重大な時期に日本がきておりますので、日本が新しい生活をこれから始めなくてはいいけないというふうに考へております。夜間お使いになるのは若い方が多いのでございしますので、そういう日本の厳しい時代というものを認識しまして少しくらい寒くても苦痛をがまんし、また暑くてもがまんするという根性を養うには、むしろないほうかいんじゃないかというふうにも私は解釈いたします。ですからそういう根性を養うということを踏まえまして、またそういうことを認識をしていただいたうえで個々の室を暖める方法を考へてまいりたいと思ひます。くどいようですが、先ほど松山議員さんから田中内閣の悪政ということをおっしゃいましたけれども、また亡国ということもございしました。しかしひるがえつて考へますと、もし田中内閣が亡国内閣であり安保条約が亡国につながるとすれば日本はつぶれるわけであります。しかし市町村は自治体でございます。自治体がかたまって国ができてくるわけでございますから、主権と領土と国民と、その三つだけ

では現在国は成り立たないと私は思います。各自治体というものがしつかりしなければ国は滅びると。でございますからもし内閣が悪い方であり安部が亡国につながると思うならばよいわれわれ自治体がいそいしなければならない。そのためには福生市に住む者は根性を持ってもらわなければならぬと私はそういうふうと考えております。ですからそういう根性であるとか、困難に耐える精神を養うということをしつかり精神に、各自が認識をして、その上で暖房もけこうというように私は考える次第であります。

ですから個々の室につきまして小さな暖房をそれぞれにいいという結論でございます。ただし冷房はまだ福生市の財政のゆとりはないと考えております。

米軍の所有する自動車のことについてでございますが、これもご指摘のとおりでございます。これは日米相互協力、安保条約、地位協定によりまして自動車類は非課税というふうになるというわけでございます。しかしながら市町村が条例を改正するならば不均一課税をすることができるといふことになろうあります。そういうふうになろうあります。

とも日米合同委員会で課税の問題につきましては、大体自動二輪車が六百円であり軽自動車が三百円というような合意に達しておりますので不均一課税もその金額でほんどの市が条例化をして徴収をしているような状態でございます。

三沢市にあきましてはご指摘のとおりでございますけれども日米合同委員会の合意でございますから、これはやはり私は尊重をしていくべきであろうと考えております。現在の市の条例を変更する意思はございません。いままでどうりやそまいりたいと思つてゐるわけでございますが、よりの税金をいただくのはけこうでございますので、私たちが横田周辺の市町村にあきましては、自治省あるいは防衛庁に不均一課税の廃止方を今年になりました十月二十五日にいたしてございます。また自治省に対しても単独でもいたしておりますし、また全国の市長会の基地協議会にあきまして要望をいたしてあります。現在自治省にあきましては何

らか方策を考えないというふうな前向きな姿勢にあらうてゐるやうに聞ぎ及んであります。それは交付税のほうでそれらを勘案するということうな考え方のようでございます。まだぼろぼろしたことはもちろんわかつま

せんけれども、そのような考へ方であるということも漏れ承へある次第でございいます。

いま一度申し上げます。現在の市の条例を変える意思はございません。ただそれらに見合うものを自治省からいただきたいという運動を繰り返してまいりたいと思ひます。

次に学校給食の問題でございいます。これもご指摘のとおりでございまして、これは教育のほうを扱つてゐる問題でございしますけれども、その値上げをせざるを得ないという話を聞いております。聞いておりますというのとたいへん無責任のようではございしますけれども、市のほうでもそれだけ補助する力がございせんのでやはり値上げをしていただきたいといふふうには私は思つております。教育の關係におきまして国あるいは都のほうにならるべく補助金という運動はもちろんでしてゐると思ひますが、東京都におきましてはむしろその運動のおかげで一月に上かるべきパン代を三月ばかりまで延期をしていただいたような結果が出てゐるわけではございします。市としましては四十九年度予算にパンの遠距離の輸送料といたしましたして八十三万七千円予算に計上いたしてございまして、これから審議をいただくよう

なことになつてゐるわけではございします。ちなみに先ほどご指摘のとおり現在の給食費は月額千三百五十円でございします。これを一食に直しますとこれもご承知とは存じますけれども一食七十八円十六銭でございします。しかしながら市といたしますと、この給食をつくります作業員であるとかいろいろな経費がかかります。そういう経費を計算いたしますと、一食が七十四円八十三銭かかるとあります。市が持ち出しになつてゐるわけではございします。結局父兄からちやうだいたしました七十八円十六銭と市がそれを調理しあるいは運搬するといふような経費の七十四円八十三銭を合計いたしますと一食が百五十二円九十九銭になつてゐるわけではございします。でございまして市のほうでも実は相当の負担をしてゐるということになつてゐるわけではございします。でございしますのでたいへん恐縮でございしますけれどもやはり三割ぐらゐの値上げは——あるいは三割五分でございしますか——の値上げは今後給食の審議会等で十分ご審議をいただけたらと思ひますが、市のほうの補助はどうもいまのところ不可能ではないかと考へてゐるわけではございします。

またこれも先ほどの暖房と同じようではございしますけれども、これはや

はりあくまで教育でございまして、教育的な見地から見なければなら
ない、結局親は子供に苦勞し、子供は親に恩を感じるというふうな
、ともに苦勞して親子の情を深めるといことが、私はこの中をよくす
る一つの方法とも考えますので、ただ金銭だけで割り切れる問題ではない
と思ひます。また裕福なご子弟もいろいろございしますから、そういう点
から見てもやはり不平等である。確かに平均的な補助金でもあります
けれども、この問題はこと教育の問題でございしますので、むしろこれは悪
平等であると考えます。たいへんこれは私のてまえかつてな論かもしれま
せんけれども、教育的な見地からながめただ場合にはどうも本當の民主主
義という觀念からまいますならば、ただお金で解決すればよろしい
んだという觀念ではなくて、やはり親として子供をほんとうに愛情を持
つて育てるという觀念、子供は親に恩を感じるという觀念、それ
らのことがらを主としていたほうが私はほんとうではないかというふうな考え
ている次第でございします。わずかでございしますけれどもパノの輸送費の
八十三万七千円くらいで今年のところはご勘弁をいただきたいと思つていう次第
でございします。これは現在の私の心境でございまして今後どのように変

わるかもしれませんけれども、国難来たるときでございしますので、私は
これやはり根性をつくる方法と考へているわけでございしますので、よろし
くご理解をいただきたいと存じます。

○十番 (松山清君) 自席から再質問させていただきます。

いまの市長の答弁は、市長はすべて精神主義が基本になるという答
弁だと思ひます。特に一点目におきましては若い人たちが少々暑くても
寒くても根性を養う上ではよいというようなみずから自分が施策をやつて
く立場の責任者でありながら、それをやらないでそういう精神主義でかわ
そうというのは少々間違ひじゃないかと私は考へます。そういう点から見
ましても会館の建物だけをつくつていろいろな運営の中途半端なことをやつ
ておいて、それを根性を養うというふうなことでかわすということは大きな
間違ひだと思ひます。小さな暖房等は考へるというふうなことがあつた
わけですから、やはり冷房等についても十分考へていく必要があるのじゃ
ないかと思ひます。特に社会教育等においてはこれを発展
させていくというような考へから見るならば当然快適な状態で使用させ
るということはどうしても必要だと思ひます。そういう点で今後そう

いうことについて実施するためには十分力を注ぎてもらいたいと思うわけですが、冷房等についても全館ではなくとも扇風機を入れるとかいう方策も、これは冷房装置がありながらそういうものを入れるというのもおかしい話ですけれども、そういう方法等も非常に消極的ですがあるのじゃないかと思ふわけですが、そういう点も考えてもらいたいと思います。

それから二点目の軽自動車税の減免ですが、市条例はどうしても変更したくないということですが、三矢市の状況等からみますとこれは変更しても何ら障害がないというふうに聞き及んでゐるわけですが、そういう点で考えてどうなのかということをお聞きしたい。それをやらないうで自治省が、何らかの方法をやるように聞き及んでゐるということですが、これは交付税のほうでみるというようなことを市長のほうで聞かされてゐるわけですが、一応として各市町村の自治体が運動をしていかなければやはり実現するものではないと思うわけですが、そういう点で今後どのような形でこれについても一体どうしていくかという決意のほどをお聞きしたいと思ふます。それから学校給食費の問題ですが、私の質問の中でよく聞かされてゐる所が、そこがところがあるのではないかと思ふますが、市長が言ったように、

自治体負担が一食当たり七十四円八十銭、父母負担が七十八円十六銭、合計百五十二円九十九銭かかるというわけですが、正に政府が、これに見られるように自治体と保護者に負担を押しつけてゐるわけですが、そういう点で学校給食法そのものを、特に第六条等を改正するために市長が働きかけをしてもらいたいということをお聞きしたいと思ふますが、この点でそういう問題についていままでやってゐなかつたのじゃないかと思ふわけですが、今後この問題は、政府に対して法改正をやつていかなければいづつまでもこういう状態というものは出てくるわけですが、そういう点で法改正をしていくために市長がどういうふうによつていくか、その決意をお聞きしたいと思ふます。それから今回この遠距離輸送費ということでは新しい施策が取り入れられたわけですが、今後の施策の方法としてはいろいろあると思ふます。こういう点でこの内容等についても拡充する方向でご協力願ひたいと思ふわけですが、

またここにも親子の情を深めるために金銭だけでは割り切れないというところでしたが、当然国に働きかけていかなければならぬことをやっていかなければ、そういう精神主義に転嫁するようなことはやめてもらいたいと思ふ

います。こういう点で明快なご答弁をお願いしたいと思います。

○市長（石川常太郎君） 自席でお許しただきたいと思ひます。

自動車税の減免廃止につきましてはいままでどうり自治省に福生市独自であるはまた全国組織を通して働きかけようと思ひます。これはある程度効果はあると確信をしてあります。

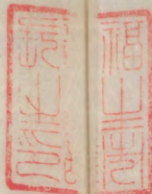
給食法の改正につきましては私不勉強でございまして立法の趣旨がわかりかねておりますので、立法の趣旨をよく研究いたし、勉強いたします。それから私の考えをまとめてまいりたいと思ひますので、しばらくご猶予をちょうだいしたいと思います。

○十番（松山清君） 一点目ですが、たとえば冬は暖房等を考へていこうことですが、夏は扇風機等を設置する考へがあるかないか

一つお聞きしておきます。

二点目の、政府に対して組織なら組織その他市長独自でも働きかけをやつていくということですが、これはほんとうに強力に押し進めてもらいたいと思ひます。そして過去をさかのぼしても、これが何十年と続てきたわけですから、いままで減免をしてきたものについても補

福生市議会



障しうという立場でこの問題は運動していつてもらいたいと思ひます。

やはりこのような一つの問題について基地から起る被害については

——やはりこれも被害の一つですから——完全に保障されるとい

う立場で進んでもらいたいと思ひます。これは要望しておきます。

それから学校給食の問題についてですけれども不勉強というような

ことですが、この議会中に勉強していただきまして法改正をやつていくとい

うような決意を持ていただき、三月定例会中に一定の結論を出し

てもらふ、もちろん運動を進めていくという方向で出してもらいたいわけ

ですが、いかがでしょうか。

○市長（石川常太郎君） 扇風機の件は十分考へていただきまして前進的に考へます。

それから最後の学校給食の関係でございしますけれども不勉強でござい

ましてたいへん恐縮でございします。法のたてまえをよく考へてみたいと思

ひます。子供の栄養というものは親がやる義務があるのじゃないか

というふうにも私考へますし、ちよつと考へても鳥でも親が一生懸命

働いて育てているわけですから、そういうような観念であるかど

うかということをよく確かめてみたいと思ひます。ご猶予をいただきたいと思います。

います。会期中にご答弁申し上げます。

○十番(松山清君)

それらの点を要望しておきまして私の一般質問を終ります。

○議長(石川信義君) 次に十九番 大野行夫君。

(十九番 大野行夫君登壇)

○十九番(大野行夫君)

私の一般質問の中で先ほど市長の施政方針の中で述べられた項目が数点ございますが、市長の述べられた方針は骨子であると思いますので、それをかいつまんで再度私のほうから質問させていただきます。また私の質問の通告は市長、助役、市の執行責任者を中心としてありますが、その参考となるべき答弁につきましては課長以下の答弁もお受けいたします。

貴重な時間を、お許しをいただき四万三千市民の安定した生活福祉を中心とした市政五年目を迎えるのが福生市の諸基本計画をもとにして一般質問を行ないます。

田中内閣の日本列島改造論すなわち国総法は各方面に大きな影響を与え、経済成長のみに先き走り、米国のドル防衛政

策の冒にはまり、世界経済危機となりあくまでも大資本、大企業

優先の密着した政治は、われわれ国民の上に大きくのしかかってくるあります。暗雲に包まれた昨年末よりの物価高騰、品不足の現実の

姿は不安な新年度へのバトンタッチでありました。わが福生市においてもご多分にもれず市民の心情は動揺し、市におきても物価政策につき組織をもろ対処するよう事態となつたのであります。うなぎのぼ

りの土地高騰、あくればせながらの開発公社の設立に見ても、私は四十五年の三月この議場で市長にその重要性を訴えた覚えがございま

す。この開発公社が二年早くできていたら福生市の計画も大きな輪郭の中で整然とした街並みの実現がなされたのではないかと思ひます。市長の英断により誇り高きわが福生市の象徴として市民体育館が建設できました。多数市民の利用できる体育、文化の交流の場

となつてあります。しかしながらこの体育館一帯に総合屋外体育施設の建設を、当時体育館建設特別委員会におきても話題となつておりました。下河原区画整理の進展はいたずらに住宅オンリーとなり現在ではこの総合計画も遠い夢となつたのではないかと思ひれる様相を呈

